

# 「消費者契約法」を活用しよう！

消費者は自分の責任で契約をしなければなりません。消費者と事業者の間の情報の質や量、交渉力には大きな格差があります。消費者契約法はその差を少しでもなくし、契約のトラブルから消費者の利益を守るためのルールで、消費者と事業者の間で結ばれる全ての契約が対象となります（労働契約を除く）。

## こんな場合に契約を取り消すことができます

誤認した場合	<b>① 不実告知</b> 重要事項について事実と異なることを告げられた場合 事故車じゃないって言ってたのに...	<b>② 断定的判断の提供</b> 将来の不確実な事項を確実なものとして告げられた場合 絶対に相場が上がって倍になると言ったのに!	<b>③ 不利益事実の不告知</b> 消費者に有利な点ばかり強調し、不利な事実を故意に告げなかった場合 すごい!
	<b>④ 不退出</b> 帰ってほしいという意思表示をしたのに帰らない場合 必要なので帰ってください まあ、そう言わずに	<b>⑤ 監禁</b> 営業所などで帰りたいという意思表示をしたのに帰させない場合 もう遅いから帰らせてください ぜひ今日中に契約して	<b>どうやって取り消すの?</b> 事業者に対して証拠が残るように書面で通知します。契約を取り消すことができる期間は、消費者が誤認したと気づいた時、または困惑状態を脱した時から6ヶ月以内かつ契約締結の時から5年以内です。

## 契約書の中の不当な条項は無効です

事業者の損害賠償責任を一切免除する条項、不当に高額な解約損料や遅延損害金を要求する条項、消費者の利益を一方向的に害する条項などは無効です。ただし、その条項が無効になったからといって、契約自体が無効になるわけではありません。常識的な範囲内で責任を負わせたり、損害金が減額されたりすることになります。

### 困った時は、早めに相談!

安易な承諾や支払い、あいまいな返事はトラブルのもとです。「うますぎるもうけ話に注意する」「必要がなければはっきりと断る」など日頃から心がけ、少しでもおかしいと思ったら、家族や下記の窓口にご相談しましょう。また、多重債務に関する相談も扱っています。

消費生活相談窓口	電話番号	受付時間
幸田町消費生活相談	(0564) 62-1111	毎月 第1・第3金曜日 13:00~16:00 ※相談日が祝日の場合は、前日を相談日とします。
愛知県西三河県民生活プラザ	消費生活相談 (0564) 27-0999	月~金 9:00~16:30
	多重債務相談 (0564) 27-0800	月~金 9:00~17:15

### ▼土曜日・日曜日の相談は次のところへ

消費生活相談窓口	電話番号	受付時間
愛知県中央県民生活プラザ	消費生活相談 (052) 962-0999	土・日 9:00~16:00
	多重債務相談 (052) 962-5100	土・日 9:00~16:30
消費者ホットライン	(0570) 064-370	※最寄りの消費生活相談窓口へつながります。

発行／幸田町総務部企画政策課  
〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1-1  
☎(0564) 62-1111  
情報提供／愛知県県民生活部県民生活課

相談する時は、  
①販売者の名称、②契約した日、  
③契約した場所、④商品名、  
⑤その時の事情  
をお話してください。



簡単ですぐもうかるバイトがあるよ!

NO!

携帯電話トラブル編 ⇒ P2へ

マルチ商法編 ⇒ P4へ

## 若者をめぐる消費者トラブル

# 「自分だけは大丈夫」 そんなあなたにせまるワナ

アンケートにご協力を!

アポイントメントセールス編 ⇒ P3へ

キャッチセールス編 ⇒ P5へ

「悪質商法の被害に遭う人もいるけど、私はだまされない」「知識と経験があるから大丈夫」そう思っていますか? でも、あなたの周りには、思わぬ危険がいっぱい! ほら、こんなこと、ありませんでしたか? 「自分だけは大丈夫!」そう思っているあなたこそ、こんな時どうすればいいか一緒に考えてみましょう。自分で正しく判断し、行動できる消費者になることが、消費者被害を未然に防ぐポイントなのです。

### もくじ

- ★あなたにせまるワナ! (悪質商法の手口)
- 携帯電話トラブル編……………2
- アポイントメントセールス編……………3
- マルチ商法編……………4
- キャッチセールス編……………5
- ★契約ってなんだろう?……………6
- ★「クーリング・オフ」って知ってる?……………7
- ★「消費者契約法」を活用しよう!……………8
- ★困った時は、早めに相談……………8

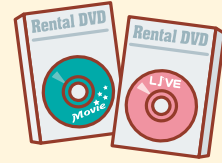




## 契約ってなんだろう？

① 次のうち、『契約』に当ては

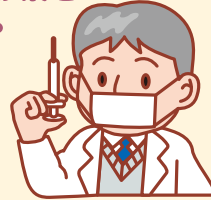
(A) DVDを借りる。



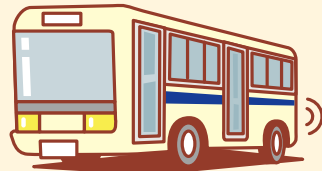
(B) コインロッカーを利用する。



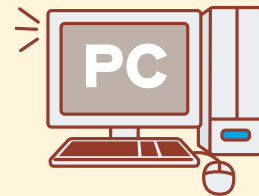
(C) 医者の診察を受ける。



(D) バスに乗る。



(E) パソコンを買う。



(F) 大学に入学する。



『契約』とは、一言でいえば法律的責任の生じる『約束』のことです。当事者双方の合意（「売りたい」という意思表示と「買いたい」という意思表示が合致）によって成立するもので、たとえ口約束でも契約は成立します。

契約書を作成し判を押すのは、文章にして内容をはっきりさせ、確かに契約したという証拠を残すためです。

契約は、自由に結ぶことができますが、いったん契約すると、それを守る義務が生じます。契約書のあるなしにかかわらず、**契約内容を守るのは当然のこと**です。

原則として、一度結んだ契約は勝手にやめることはできません。しかし、クーリング・オフ制度（P7参照）を利用して解約することや、次のようなときは条件次第で契約をやめることが認められる場合があります。

- 間違って契約した場合（錯誤）
- だまされたり、脅かされたりして契約した場合（詐欺・強迫）
- 未成年者が法定代理人（親等）の同意なく契約した場合（未成年者取消P3）
- 消費者契約法を利用する場合（P8上段参照）

いずれにしても、一度結んだ契約をやめるのは大変なことです。**契約はくれぐれも慎重にしましょう。**

## 「クーリング・オフ」って知ってる？